

令和 7 年 10 月

福祉事業
(貯金・貸付・物資)
(保健・互助会)

島根県市町村職員共済組合

<お問い合わせは担当までお願いします>
総務課 (貯金・貸付・物資) TEL0852-21-9489
健康管理課 (保健・互助会) TEL0852-21-9510

退職後に利用できる共済組合 及び互助会の福祉事業一覧

退職後でも、利用できる事業があります。
退職後の状況により内容が異なります。



令和7年10月現在

退職後の状況 事業	任意継続組合員	共済組合の組合員 およびその被扶養者	左記以外 ・再就職し健康保険に加入する者 ・国民健康保険に加入する者 ・家族の被扶養者になる者(※4) 等
積立貯金 P3 参照	利用可能	組合員のみ利用可能	利用不可
遺族サポートプラン等 P6 参照	継続可能	継続可能	継続可能
個人年金 ゆとり P7 参照	継続不可	組合員のみ継続可能	継続不可
人間ドック 助成 P9 参照	退職日までに引き続いて5年以上組合員期間がある前年度の退職者で任意継続組合員となった方(※1)が対象 助成額:20,000円を限度(令和7年度)	現職中と同様 ・人間ドック助成 ・人間ドックオプション検診助成 詳細は、ホームページをご覧ください	退職日までに引き続いて5年以上組合員期間がある前年度の退職者で左記以外の方(※1)が対象 助成額:10,000円を限度(令和7年度)
施設利用 助成 P10 参照	以下の施設で宿泊利用助成あり ホテル白鳥 県内契約施設(※2) 県内協定施設(※3) 対象:任意継続組合員及び その被扶養者 助成額:1人1泊 1,000円 (小学生は500円) 共済組合の長期(年金)給付適用期間がある方は、共済組合施設利用証(右図カード)も利用可能	現職中と同様 ・宿泊利用助成 ホテル白鳥 県内契約施設(※2) 県内協定施設(※3) 県外契約施設 ・日帰り利用助成 ホテル白鳥 県内契約施設(※2) ・海・山の家等利用助成 ・家族宿泊利用助成 ・スポーツクラブ利用助成 詳細は、ホームページをご覧ください	対象外 ただし、共済組合の長期(年金)給付適用期間がある方は、「共済組合施設利用証」(下図カード)を利用施設に提示することで組合員料金で共済組合の施設を利用可能(※1) 利用可能施設はP10掲載の各共済組合ホームページでご確認ください  ※年金受給者は「年金受給者等施設利用証」
特定健康 診査・特定 保健指導 P10 参照	40歳以上75歳未満の任意継続組合員及びその被扶養者は対象(※1)	現職中と同様 40歳以上75歳未満の組合員及びその被扶養者は対象	各医療保険者ごとに取扱いが異なりますので、退職後に新しく加入される医療保険者にお問い合わせください
互助会事業 (※5)	上記を除いて 利用不可	組合員のみ全て利用可能	上記を除いて 利用不可

※1 令和8年3月末退職者には、令和8年5月にご自宅へ案内文書を郵送する予定です

※2 県内契約施設:国民宿舎さんべ荘、国民宿舎千畳苑、Entō(エントウ)、隠岐ビューポートホテル

※3 県内協定施設:サンラボーむらくも、島根県教育会館(休業中)、レインボープラザ

→県内協定施設の宿泊利用助成については、ホテル白鳥が満室の場合にのみ適用

※4 本組合の被扶養者になる場合を除きます

※5 インフルエンザ予防接種助成、鍼灸・マッサージ助成など

貯金事業

退職後の積立貯金の利用

① 任意継続組合員	② 共済組合の組合員	③ 「①②以外の者」
利用可能	利用可能	利用不可 (積立貯金の解約)

- ①任意継続組合員、②共済組合の組合員 に該当する方
⇒継続して利用できます。

なお、①、②の資格を喪失するときは、解約手続（「積立貯金解約・払戻請求書」の提出）が必要になります。

定例積立	毎月一定額の給料控除 *①任意継続組合員は不可		
	希望するときに任意の金額を下記アまたはイにより振込み 振込先 共済組合貯金口座 <table border="1"><tr><td>金融機関：山陰合同銀行 支店名：本店営業部 預金種別：普通 口座番号：2209899 受取人名：チヨウソソキヨウサチヨキン</td><td>金融機関：中国労働金庫 支店名：松江支店 預金種別：普通 口座番号：2031171 受取人名：チヨウソソキヨウサイクミアイチヨキン</td></tr></table>	金融機関：山陰合同銀行 支店名：本店営業部 預金種別：普通 口座番号：2209899 受取人名：チヨウソソキヨウサチヨキン	金融機関：中国労働金庫 支店名：松江支店 預金種別：普通 口座番号：2031171 受取人名：チヨウソソキヨウサイクミアイチヨキン
金融機関：山陰合同銀行 支店名：本店営業部 預金種別：普通 口座番号：2209899 受取人名：チヨウソソキヨウサチヨキン	金融機関：中国労働金庫 支店名：松江支店 預金種別：普通 口座番号：2031171 受取人名：チヨウソソキヨウサイクミアイチヨキン		
臨時積立	ア ATM・インターネットバンキングで振込み 振込人名の前に組合員記号番号（7〇〇-〇〇〇〇〇）を入力してください。組合員記号番号の入力がない場合は、別途「積立貯金の臨時積立に関する申出書」の提出が必要です。申出書は本組合ホームページからダウンロードしてください。 イ 共済組合積立貯金専用の振込用紙で振込み 専用振込用紙で山陰合同銀行または中国労働金庫の窓口からお振込みください。専用振込用紙は本組合または所属所共済組合事務担当課からお取り寄せください。		
払戻・解約	「積立貯金解約・払戻請求書」を提出 請求書は本組合ホームページからダウンロードしてください。 *①任意継続組合員は本組合へ直接提出してください。 *毎月2回の払戻(解約)日、請求書提出締切日は、本組合ホームページ掲載「共済積立貯金カレンダー」をご確認ください。		
残高の確認	「貯金現在残高通知書」を年2回(4月、10月)配付 *①任意継続組合員は御自宅に送付します。		

- ③ 「①②以外の者」 に該当する方
⇒継続して利用できませんので、解約手続が必要です。

「積立貯金解約・払戻請求書」を所属所の共済組合事務担当課を通じて提出してください。

解約金は本組合届出の給付金口座に送金します。

貯金解約・払戻請求書

島根県市町村職員共済組合会長様
下記のとおり 解約・払戻 を請求します。

年	月	日
新規会員登録	一	お届け印
組合員番号	一	
氏名	一	

下記のとおり解約・払戻を請求します。

1.解約 定期積立 終了月
月

2.払戻 払戻金額

内済会員登録済会員登録欄

貸付事業

貸付金の償還

退職時の貸付金の残額は、退職手当からの控除により一括償還していただきます。貸付けを受けている方の手続は不要です。

貸付金の残額を退職手当から全額控除できない場合や退職手当の支給がない場合は、別途、振込み等による償還をご案内します。

退職月の翌月以降の償還の場合、未償還元金に対する経過利息を加算します。

物資事業

◇物資事業の利用について

事業 退職後の状況	任意継続組合員	共済組合の組合員	左記以外の方
ガソリンカード	利用不可	利用可	利用不可
保健薬	利用不可	利用可	利用不可
遺族サポートプラン	継続可	継続可 新規加入可 ^{(※1)(※3)}	継続可
個人年金ゆとり	継続不可	継続可 ^(※2) 新規加入可 ^{(※2)(※3)}	継続不可

※1 短期組合員は、遺族サポートプランの新規加入はできません。

※2 短期組合員は、個人年金ゆとりの継続、新規加入はできません。

※3 新規加入には加入要件があります。詳細は各制度のパンフレットをご参照ください。

◇退職に係る手続等について

1. ガソリンカード

ガソリン（ENEOS ASSOC）カードについて、利用代金の給料控除ができないため、退職月及びその前月は利用することができません。退職予定の方は、カード（家族カードを含みます。）を速やかに所属所の共済組合事務担当課へ返却してください。

2. 保健薬

保健薬等あっ旋について、3月末退職予定の方は令和8年2月28日（令和7年度第3回）までご利用が可能です。

◎保健薬等あっ旋期間やご利用方法などの詳細については、本組合ホームページ（<https://www.shimane-kyosai.jp/>）をご確認ください。

ホームページはこちら⇒
ID:kyousai
パスワード:hakuchol



3. 遺族サポートプラン (団体生命保険)

現在加入している遺族サポートプラン等（職場復帰支援プランを除きます。）について、退職後^(※)は、保険料を口座振替によってお支払いいただくことで継続して加入することができます。遺族サポートプラン等加入者で3月末退職予定の方については、後日手続をご案内します。

(※) 退職後に共済組合の組合員（短期組合員を除きます。）となる場合は、加入及び保険料の給料控除を継続します。

制度名	主な保障内容	退職後継続
遺族サポートプラン	死亡・高度障害	70歳まで
遺族サポートプランα	死亡・高度障害	70歳まで
職場復帰支援プラン	就業不能状態	継続不可
医療費支援プラン	1日以上の入院 入院を伴わない手術 入院を伴わない放射線治療 先進医療	79歳まで
医療保障保険	5日以上の入院	69歳まで
総合医療プラン（生保） (損保)	2日以上の入院 所定の手術 所定の集中治療室管理 女性疾患による入院・手術 三大疾患等所定の病気による入院・手術 要介護状態	70歳まで
特定疾病保障保険	死亡・高度障害 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中等 ※特約の付加により保障内容が異なります。	70歳まで
「守るくん」	死亡・後遺障害・入院・通院・手術 ※傷害（ケガ）によるものが対象です。 賠償責任、弁護士費用補償、救援者費用等	70歳まで

※総合医療プラン及び特定疾病保障保険の健康サポート・キャッシュバック特約は、退職後は適用外です。

◎詳細については、本組合ホームページ（<https://www.shimane-kyosai.jp/>）掲載のパンフレットをご確認ください。

パンフレットはこちら⇒
ID:kyousai
パスワード:hakuchol



4. 個人年金ゆとり

個人年金ゆとりは、退職^(※)と同時に脱退となり、積立金の受取方法の選択が必要となります。個人年金ゆとり加入者で3月末退職予定の方については、後日積立金の請求書及び受取額の試算書（下図参照）をご案内します。

(※)退職後に共済組合の組合員（短期組合員を除きます。）となる場合は、加入及び掛金の給料控除を継続します。

〈受取方法〉

- ・一時金受取
- ・年金受取（確定年金または保証期間付終身年金）

※次のいずれかに該当する場合、年金受取を選択することができます。

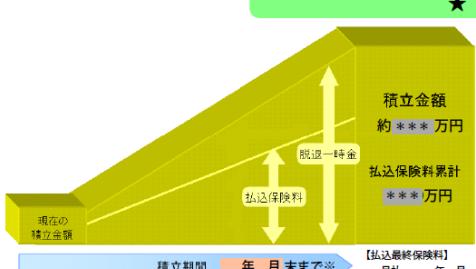
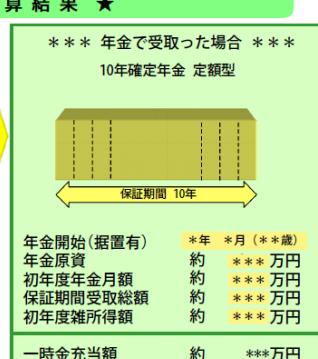
（1）満60歳以上の場合

※掛金払込期間が10年未満の場合は、年金の選択に条件があります。

（2）掛金払込期間が10年以上かつ満50歳以上の場合

※確定年金は満60歳から受取可能です。

〈試算書（見本）〉

★ 積立年金コンサルティング試算結果 ★					
現在の加入状況 (年月 日時点)			***		
月払	**口	***円	最終保険料 年月	***口	***円
ボーナス払	**口	***円	最終保険料 年月	***口	***円
積立金額 (払込保険料)	約 *** 万円 (***万円)		***	***	
積立満了時 (年 月末時点)					
月払	最終保険料 年月		ボーナス払	最終保険料 年月	
積立金額 (払込保険料)	約 *** 万円 (***万円)		または		
★ 試算結果 ★					
					
<small>*積立金額は現時点で確定してから、支給（増額）します。記載の積立金額は、試算実施日時点の直近個体法則に基づいた契約規約による確定事務費年率および料率を予定期半期1.25%で算出しておりますが、実際にお支払する金額は変動する場合があります。また、記載の金額はお支払する場合の金額となります。*保証期間付終身年金の年金支取額等についても、将来変更される場合があります。*積立金額、回退一時金、は加入人数が多いと払込保険料の合計を下回ります。*年金原資は、年金開始月より年金を支取始めた場合、支取人がかかる年金の額と、支取人はその支取額が払込保険料を大きく下回る場合があります。また年金開始後常に一括支払を請求した場合、保証期間部分のみの一括支払の対象となり、保証期間終了後は支取額が支取額から減らされます。*確定年金は満60歳から受取可能となります。年金開始月により実際の金額とは異なる場合があります。 ※詳細は、パンフレットをご覧ください。</small>					

◎詳細については、本組合ホームページ（<https://www.shimane-kyosai.jp/>）掲載のパンフレットをご確認ください。

パンフレットはこちら⇒
ID:kyousai
パスワード:hakuchou1



◇団体保険等の退職時の手続について

退職にあたり、職場で加入している団体保険等の手續がそれぞれ必要となります。
現在加入している保険をご確認ください。

地方公共団体職員の方が職場で加入している主な保険は以下のとおりです。この他、各所属所によって取扱いが異なりますので、詳細については所属所の各担当者等にお問い合わせください。

《お問い合わせ先と団体保険等名称》

○島根県市町村職員共済組合 (TEL 0852-21-9489)

○各所属所共済組合事務担当課

・遺族サポートプラン	・医療費支援プラン
・遺族サポートプラン α	・賠償責任補償付傷害保険「守るくん」
・医療保障保険	・総合医療プラン
・特定疾病保障保険	・職場復帰支援プラン※退職後継続不可
・個人年金ゆとり	

○全国町村職員生活協同組合島根県支部 (TEL 0852-21-4303)

・火災共済	・自動車共済
・特定疾病保険制度	

○島根県町村会 (TEL 0852-21-4303)

・個人年金共済	・任意生命保険
・任意医療保険	・任意収入補償保険

○自治労共済本部島根県支部 (TEL 0852-59-9898)

○各労働組合

・団体生命共済	・じちろう退職者団体生命共済
・長期共済・税制適格年金	・総合共済
・じちろうこども保障満期金付タイプ	・住まいいる共済
・交通災害共済	・じちろうマイカー共済

保健・互助会事業

1. 退職後人間ドック助成について

退職日まで引き続いて5年以上組合員（会員）であった方が、退職した年度の翌年度に人間ドック（健康診断等は対象外）を医療機関で受診された場合、健診費用の一部を助成します。

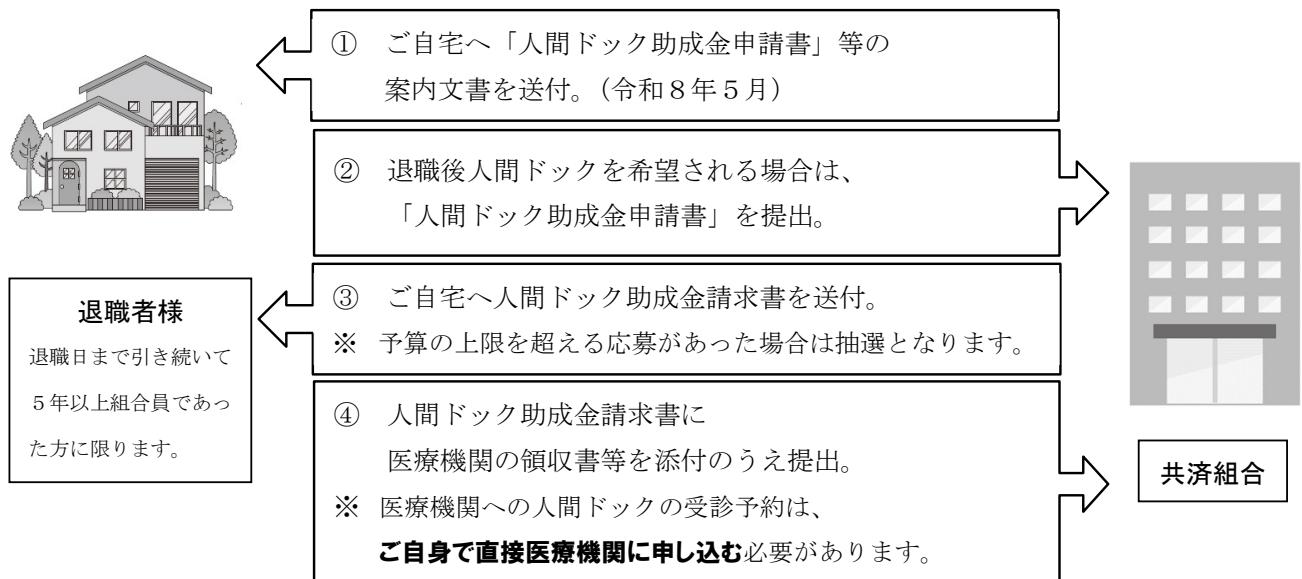
（退職した年度の翌年度に1回限りの助成になります。）

助成額(上限):任意継続組合員 20,000円
任意継続組合員以外 10,000円



注意事項

- 人間ドック助成を希望される方は、事前に助成申請していただく必要があります。
- 申請書等の案内文書を**令和8年5月**にご自宅へ送付いたします。



2. 任意継続組合員(被扶養者を含む)にかかる宿泊利用助成について

ホテル白鳥、県内契約施設（さんべ荘・千畳苑・Entō（エントウ）・隠岐ビューポートホテル）に宿泊される場合、助成します。

助成額:1人1泊 1,000円

※県内協定施設（サンラポーむらくも・島根県教育会館・レインボープラザ）については、ホテル白鳥が満室の場合にのみ助成します。

なお、今現在、島根県教育会館の宿泊事業は休業となっています。

3. 共済組合施設利用証について

共済組合の長期（年金）給付適用期間があり、まだ年金の支給が始まっていない方は、下記の公務員共済組合等が運営する宿泊施設で、「共済組合施設利用証」（5月にご自宅へ送付）をご提示いただくと、組合員料金等で利用することができます。

年金受給権者になった場合は、「年金受給権者等施設利用証」を交付しますので、年金の支給が始まった後は当該利用証を使用してください。

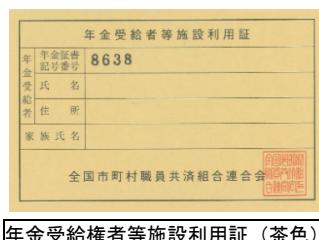
なお、施設によっては利用を制限している場合等もございますので、取扱いにつきましては利用施設に直接お問合せください。

（該当施設は以下のホームページでご確認ください。）

- 指定都市・市町村・都市職員共済組合 <https://www.ctv-yado.jp/>
- 地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/tabi-no-yado/>
- 公立学校共済組合 <https://www.kourituyasuragi.jp/>
- 警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/syuku01.php>
- 東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/>
- 国家公務員共済組合連合会 <https://www.kkr.or.jp/hotel/>
- 防衛省共済組合 <https://www.boueikyosai.or.jp/site/folder5/>
- 日本私立学校振興・共済事業団 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/>



共済組合施設利用証（緑色）



年金受給権者等施設利用証（茶色）



共済組合の年金受給権者様
(または年金待機者様)に
のみお配りしていますので
ご承知おきください。

4. 特定健康診査のご案内について

退職後は、加入する保険者で特定健康診査（後期高齢者医療保険の加入者は「後期高齢者健康診査」）を受診してください。ただし、再就職される方は、保険者が職場の定期健康診査を特定健康診査に代えている場合があります。

共済組合では、任意継続組合員とその被扶養者の方を対象に、**令和8年5月**に任意継続組合員のご自宅へ特定健康診査の案内文書と受診券を送付いたしますので、受診をお願いいたします。

なお、退職後人間ドック助成を請求する任意継続組合員は、人間ドック結果票の提出をもって特定健康診査の受診に代えますので、受診券による特定健康診査の受診は不要です。

◇ 特定健康診査とは

特定健康診査は、40歳以上75歳未満の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病のリスクが高い方（予備群）を早期発見・改善するための検査を行います。

生活習慣病は、進行するまで自覚症状が現れないことが多いため、毎年検査を受けて経年変化を確認することでリスクが予想しやすくなります。

健診費用:任意継続組合員は無料（他の保険者では自己負担額がある場合があります。）

5. 今からでも間に合う保健・互助会事業の活用について

任意継続組合員は、保健・互助会事業の一部しか利用できません。組合員（会員）であるうちに保健・互助会事業を活用することをお勧めします。

※ 例えば、在職中の今なら…

→歯科検診が無料 →鍼灸マッサージは1回につき2,000円を限度に助成（年度内に5回まで）

歯科健診助成

健診料は、本組合が全額負担。受診者の負担ゼロ！

健診の対象等

- 組合員が対象です。
- 一事業年度につき、1人1回限りです。

健診料等

- 健診料は、本組合が全額負担しますので受診者の負担はありません。

健診の内容

- むし歯のチェック
- 歯ぐきのチェック（歯の周りの歯周ポケットの検査）
- 口腔の清掃状態
- 粘膜の診査
- 頸関節の診査

健診を受ける方法

- ①健診を希望される方は、歯科医院に直接連絡し、島根県歯科医師会の会員であることを確認のうえ、健診日時を予約してください。
- ②所属所の共済組合事務担当課に備付けの歯科健康診断票、歯科質問票を記入してください。
- ③歯科健康診断票、歯科質問票およびマイナ保険証等を、歯科医院の受付に提出して健診を受けてください。



健診以外の医療行為について

- 歯科健診の内容以外の行為（歯石をとる、治療を受ける等）については、自己負担額が発生します。
- 治療が必要な場合は、治療内容等を了承のうえ治療を受けてください。

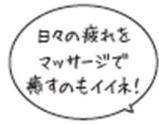
鍼灸マッサージ助成金

会員が鍼灸マッサージを受けた場合助成がありますよ！

助成金請求は、鍼灸マッサージ助成金請求書の領収欄に施術所（施術者）の証明を受けてご提出ください。

請求方法は、下のQRコードでご確認ください。

※対象の施術は、あんまマッサージ等の国家資格を有する施術者による保険診療外の施術に限ります。カイロプラクティック、整体など民間資格による施術は助成対象外です。



年度内5回まで
1回につき
2,000円を
限度に助成!!

任意継続組合員が利用できる保健・互助会事業には、○を記載しています。

可否	事業の種類	備 考
○	人間ドック助成	<ul style="list-style-type: none">・自己負担8,000円（現職） →助成額20,000上限（任継）・オプション検診助成なし。
×	歯科健診助成	<ul style="list-style-type: none">・島根県歯科医師会の会員の歯科医院に限る。・年度内1回に限る。
×	インフルエンザ予防接種助成	
×	メンタルヘルス相談	
○	特定健康診査・特定保健指導	
×	会員療養費・家族療養費	
×	育児助成金	
×	介護助成金	
×	災害見舞金・災害見舞品	
×	禁煙外来助成	
○	ホテル白鳥宿泊利用助成	<ul style="list-style-type: none">・助成額3,700円（現職）→1,000円（任継）
×	ホテル白鳥日帰り利用助成	
○	県内契約施設宿泊利用助成	<ul style="list-style-type: none">・助成額3,000円（現職）→1,000円（任継）
×	県内契約施設日帰り利用助成	
×	県外契約施設宿泊利用助成	
×	海・山の家等利用助成	<ul style="list-style-type: none">・年度内52枚を上限
×	スポーツクラブ活用助成	<ul style="list-style-type: none">・契約施設に限る。
×	結婚祝金	
×	結婚給付金	
×	鍼灸・マッサージ助成	<ul style="list-style-type: none">・国家資格を有する施術者による保険診療外の施術に限る。・年度内5回に限る。
×	育児図書配布	

各事業の詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.shimane-kyosai.jp/>

ID（ユーザー名） k y o u s a i パスワード h a k u c h o 1

参考：島根県国民健康保険の保健事業

島根県では、県内市町村が実施する予防・健康づくり事業の推進に向けて、
健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けた啓発活動に力を入れています。

事業の詳細につきましては島根県のホームページでご確認ください。

